

三重県が認定した長期優良住宅の完了報告がネットでできるようになります！

令和7年
4月から
試行開始

※当面試行として実施するものであり、予告なく中止する場合があります。

長期優良住宅の認定を受け、工事が完了した際は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき、認定計画実施者(建築主)から完了報告書を提出いただいておりますが、令和7年度から電子申請システムにより、いつでもパソコンやスマホから行えるようになります。

ご利用方法

①-1 パソコンから

検索サイトで「三重県 長期優良住宅」等で検索し、次のページ内にある完了報告の電子申請のリンクをクリックします。

三重県
https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU
住まい：長期優良住宅の普及の促進に関する法律の概要 - 三重県

または、ブラウザで

https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2359
にアクセスします。



①-2 スマホから

スマートフォンのカメラで、次の2次元コードを読み取ります。



完了報告に必要な情報と添付書類

1 「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書」
(第2号様式)

電子申請システムのフォームに必要な事項を入力すると自動的に作成されます。

2 「認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書」
(第3号様式) 建築士により作成された書類

→ スキャナで取り込んだPDFファイル又はスマホ等で撮影した写真をアップロードしてください。

3 建築基準法の規定により交付された検査済証
建築確認が必要な場合のみ

(参考) 三重県が所管する市町と対象物件

- いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町 → 全物件
- 亀山市、伊賀市、名張市 → 建築基準法第6条第1号に該当するもの又は次のいずれかに該当するもの
都市計画区域内：【非木造】すべて※ ※平屋かつ延べ面積≤200㎡のものを除く。
【木造】高さ>16m※、延べ面積>300㎡、地階を除く階数≥3
都市計画区域外：【非木造】すべて
【木造】高さ>16m、地階を除く階数≥3、
(平屋)延べ面積≤200㎡、(平屋以外)延べ面積>300㎡

送信すると、所在地を所管する建設事務所に情報が届きます。



三重県県土整備部住宅政策課 住まい支援班

TEL 059-224-2720 FAX 059-224-3147 E-mail jutaku@pref.mie.lg.jp